

愛媛県個人情報保護条例の改正について

[17.7.19 改正]

(提言) 第1

第1 実施機関（公安委員会及び警察本部長を加えること）

公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えることが適当である。その場合には、警察業務の特殊性や全国的斉一性の確保に配慮し、一定の例外規定を整備することが必要である。

[改正]

- ・ 公安委員会及び警察本部長を実施機関に加える。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

- ・ 施行時期は、各都道府県警察の状況を考慮するほか、制度の円滑な運用のため、事務の手引の作成、警察職員に対する制度の周知・徹底や教育・研修、個人情報取扱事務の分類整理等の準備期間を確保することとし、平成18年4月1日とする。
- ・ 公安委員会及び警察本部長が実施機関に加わることに伴い、警察業務の特殊性や全国的斉一性の確保に配慮し、一定の例外規定を設ける。

(1) 個人情報取扱事務の取扱原則に係る例外規定

個人情報取扱事務の登録及び閲覧（条例第7条関係）

個人情報取扱事務の登録及び閲覧の規定は、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持」に関する事務については、その性質上、個人情報の取扱い、保有状況等の秘匿性が高いことから、適用除外とすることが適当である。

その他の事務についても、登録簿の記載事項を記載することにより業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるものについては、当該記載事項を記載しないことができることとすることが適当である。

[改正]

- ・ 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する事務」（「刑事法執行事務」）については、個人情報取扱事務登録簿に登録することにより、実施機関がいかなる個人情報を保有しているかについて明らかにすると、捜査項目、捜査手法等が類推されることが危惧されるなど極めて秘匿性の高いものであり、犯罪捜査等の業務に支障を及ぼすおそれがあることから適用除外とする。
- ・ 公安委員会又は警察本部長が刑事法執行事務と密接に関連した情報を取り扱う場合で、登録簿の記載事項を記載することにより業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるものについては、当該記載事項の一部若しくは全部を記載せず、又は登録簿に登録しないことができることとする。

（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目

- (6) その他実施機関（議会にあっては、議長。第3項第3号、第21条から第23条まで、第25条、第26条、第30条第1項第5号、第32条から第35条まで、第37条第1項第5号並びに第48条において同じ。）が定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
- (1) 県の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下この号において同じ。）又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
- (2) 一般に入手し得る刊行物等に記録されている個人情報を取り扱う事務
- (3) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する事務
- (4) 前3号に掲げる事務のほか、あらかじめ愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて実施機関が定める事務
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項の一部若しくは全部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、その事項の一部若しくは全部を登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。

収集の制限（条例第8条関係）

「適法かつ公正な手段による収集の原則」については、警察業務においても、個人の権利利益保護の観点から、これを適用することが適当である。

「本人から収集の原則」及び「思想、信条等に関する個人情報の収集禁止の原則」については、警察の責務の遂行を目的として個人情報を収集するときは、原則を適用することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、基本的に例外事項とすることが適当である。

[改正]

ア 適法かつ公正な手段による収集の原則（第1項関係）

- ・ 「適法かつ公正な手段による収集の原則」は、警察業務にも適用する。

イ 本人から収集の原則（第2項関係）

- ・ 警察の責務の遂行を目的として個人情報を収集するときは、基本的に例外事項とする。（ただし、一般行政事務は知事部局等と同様の取扱いとする。）

ウ 思想、信条等に関する個人情報の収集禁止の原則（第3項関係）

- ・ 警察の責務の遂行を目的として個人情報を収集するときは、基本的に例外事項とする。（ただし、一般行政事務は知事部局等と同様の取扱いとする。）

（収集の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報の本人から収集しなければならない。ただし、当該個人情報の収集が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
- (2) 個人情報の本人の同意があるとき。
- (3) 収集する個人情報が出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明であること、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあること等の事由により、個人情報の本人から収集することができない場合であって、当該個人情報の本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的とするとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報の本人から収集したのでは個人情報取扱事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるときその他個人情報の本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 犯罪の予防等を目的とするとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

利用及び提供の制限（条例第9条関係）

利用及び提供の制限の規定は、警察の責務の遂行を目的として個人情報を利用又は提供するときは、これを適用することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、基本的に例外事項とすることが適当である。

[改正]

- ・ 警察の責務の遂行を目的として個人情報を利用又は提供するときは、基本的に例外事項とする。（ただし、一般行政事務は知事部局等と同様の取扱いとする。）

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 個人情報の本人の同意があるとき、又は個人情報の本人に提供するとき。
- (3) 利用し、又は提供する個人情報が出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 犯罪の予防等を目的とするとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

オンライン結合による提供の制限（条例第 10 条関係）

オンライン結合による提供の制限の規定は、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」を目的として、警察庁又は他の都道府県警察に提供するときは、公益上の必要性が極めて高く、適切な個人情報保護措置が講じられていることから、例外事項とすることが適当である。

[改正]

- ・ 警察の責務の遂行を目的として、犯罪の広域化、複雑化などに適切に対応するため、オンライン結合による個人情報を提供する場合は、極めて公益上の必要性が高く、高度なセキュリティ対策が講じられていることから、オンライン結合による提供の制限の例外事項とする。
- ・ 実施機関が、実施機関以外の国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人とオンライン結合する場合には、公的な機関とのオンライン結合であるため、当然法令及び条例の規定を遵守してなされるものであり、セキュリティ対策も万全の措置が義務付けられていることから例外事項とする。

オンライン結合の例外規定

（改正前）

法令等の規定に基づくとき

審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき

（改正後）

法令等の規定に基づくとき

犯罪の予防等を目的とするとき

国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき

審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき

(オンライン結合による提供の制限)

第 10 条 実施機関は、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供することができる。その提供の内容を変更するときも、同様とする。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 犯罪の予防等を目的とするとき。

(3) 国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））に提供するとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

(2) 公共の安全等に関する非開示情報 (条例第 17 条第 2 項第 5 号関係)

公共の安全等に関する非開示情報の規定は、行政機関法及び情報公開条例の規定に合わせたものとするのが適当である。

[改正]

- ・ 公安委員会及び警察本部長が実施機関に加わることに伴い、行政機関法及び本県情報公開条例の規定に合わせる。

「犯罪の予防又は捜査」

(改正後)「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」

(個人情報の開示義務等)

第 17 条 実施機関は、開示請求があった場合においては、次項の規定により個人情報を開示しないときを除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報を開示しなければならない。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないものとする。

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある個人情報

(3) 適用除外規定

法律の規定により適用を除外されている次の個人情報については、国の制度との整合を図るため、開示・訂正等の規定の適用除外とすることが適当である。

刑の執行等に係る個人情報

訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報

[改正]

- ・ 法律の規定により行政機関法の開示・訂正等の規定の適用除外とされた個人情報については、条例においても、適用除外とする規定を設ける。

(16.12.24 改正)

第45条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

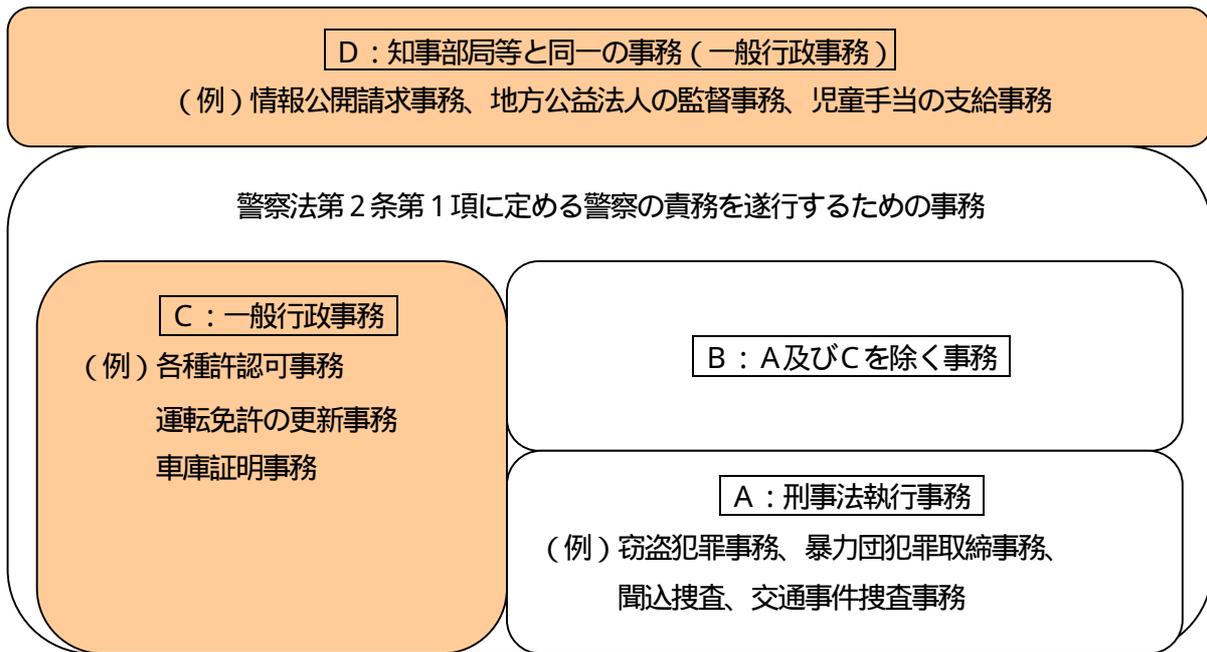
(1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)の規定の全部を適用しないこととされる個人情報

(2) 図書館、博物館、試験場その他これらに類する施設において、一般の利用その他これに準ずる利用に供することを目的として保有されている個人情報

2 前項に掲げるもののほか、第2章第2節及び第3節の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないこととされる個人情報については、適用しない。

警察に関する個人情報保護条例の例外規定

1 警察事務の分類（下記の分類は想定）



警察法第2条第1項

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

2 例外規定の概要

規定	例外規定の対象	原則適用の対象 (知事部局等と同様の取扱い：例外とする場合は審査会に諮る。)
個人情報取扱事務の登録及び閲覧（第7条）	A (A以外でも、業務の遂行に支障を及ぼす事務は登録簿記載事項を記載しないことが可)	B C D
取扱原則	収集の制限（第8条） 適法かつ公正な手段による収集の原則（第1項） 本人から収集の原則（第2項）	A B C D C D
	思想、信条等に関する個人情報の収集禁止の原則（第3項） 利用及び提供の制限（第9条）	A B C D
	オンライン結合による提供の制限（第10条）	A B C D
	開請示求	公共の安全等に関する非開示情報（第17条第2項第5号）

- Aの表記 = 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持
・・・行政機関法、本県情報公開条例と同じ表記
- A + □Bの表記 = 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持
(以下「犯罪の予防等」という。)
・・・警察法第2条第1項の警察の責務を参考、他の都道府県で最も多い表記

